

小型貨物自動車（佐世保400す4132）定期点検整備 仕様書

1. 目的
本業務は、長崎港湾・空港整備事務所佐世保港分室が所有する小型貨物自動車1台について、継続検査および部品交換等を実施するものである。
2. 履行期間
契約締結日から令和8年8月28日までとする。
3. 履行場所
受注者工場（佐世保市内に限る）
4. 車両引渡・納車場所
佐世保市干尺町4-1 佐世保港湾合同庁舎
引取、納車の日時については契約締結後に別途協議するものとする。
5. 対象車種及び台数
小型貨物自動車（トヨタプロボックス DBE-NSP160V） [佐世保400す4132] 1台
6. 点検整備内容
 - ・継続検査一式
 - ・エンジンオイル交換
 - ・ブレーキフルード交換
 - ・ワイパーゴム交換（フロント）
 - ・洗車

自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料についての手続き一式も受注者において実施するものとする。なお、当局は国の機関であるため印紙税は非課税であり、印紙手数料は不要である。
7. 契約変更
点検の結果、「6. 点検整備内容」に掲げる項目以外で、車両の安全運行及び機能維持に支障のある整備箇所が発見された場合は別途協議することとし、当局が必要と認めた場合は仕様内容を変更した上で整備を実施するものとする。
この場合において、請負代金額、履行期間に変更が必要な場合は協議し契約変更を行う。
8. 検査
本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。
9. 支払
発注者は請求書を受領後、30日以内に振込にて支払う。
10. その他
本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に記載された事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。
11. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) (1) 及び (2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

(4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。